

社会福祉法人 春秋会 役員及び評議員
の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 春秋会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等の支給基準について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の法人業務実施報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する社会福祉事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により実費報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正及び改廃)

第7条 この規程を改正や改廃する必要がある場合には、評議員会の承認を経なければならない。

附則

この規程は平成29年11月20日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月8日から施行する。

別表1（第3条関

	報酬（日額）	実費弁償費（日額）	備考
理事会・評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円	勤務地が長崎市内
	5,000円	2,000円	勤務地が長崎市外
Webによる出席報酬	5,000円	—	—

別表2（第4条及び第5条関係）

	報酬（日額）	実費弁償費（日額）	備考
法人業務実施報酬等	5,000円	1,000円	勤務地が長崎市内
	5,000円	2,000円	勤務地が長崎市外

社会福祉法人 春秋会
評議員選任・解任委員会
委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春秋会評議員選任・解任委員会委員（以下、「委員」という。）の報酬等の支給基準について定めるものである。

(定義)

第2条 委員とは、社会福祉法人春秋会定款第19条2項に規定する構成員をいう。

(出席報酬等)

第3条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（日額）	実費弁償費（日額）	備考
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	1,000円	勤務地が長崎市内
	5,000円	2,000円	勤務地が長崎市外
Webによる出席報酬	5,000円	—	—

(適用除外)

第4条 事業の職員を兼務する委員は、この規程を適用しない

(改正及び改廃)

第5条 本規程の改正及び改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月8日から施行する。